

広島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

広島県公安委員会

委員長 西野泰代

広島県公安委員会規則第13号

広島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

広島県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年広島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(ストーカー行為等の規制等に関する法律の事務の委任) 第4条 略 (1)～(7) 略 (8) 法第5条第10項において準用する同条第6項の規定による通知 (9) <u>法第5条第10項において読み替えて準用する同条第7項の規定による通知</u> (10) 略 2 略	(ストーカー行為等の規制等に関する法律の事務の委任) 第4条 略 (1)～(7) 略 (8) 法第5条第10項の規定において読み替えて準用する同条第6項又は第7項の規定による通知 (9) 略 2 略

附 則

この公安委員会規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第83号）の施行の日（令和7年12月30日）から施行する。